

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	53	事業名	復興まちづくり地区公共施設整備事業	事業番号	(1)-10-1
交付団体	川俣町		事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費	(96,199 千円) 1,091,788（千円）		全体事業費	(96,199 千円) 1,091,788（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
旧避難区域である山木屋地区においては、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除され、現在、329 名の居住者がいるが、当町の他地区と比べて、避難の影響もあり、高齢化率 67.6%と著しく高齢化が進んでおり、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題となっている。 そうした中、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備が求められるが、同地区には災害時に高齢者が安全・安心に避難できる場所がなく、あわせて、地域コミュニティの維持・向上を図るための安心して利用できる施設がないことから、現在の居住者はもとより、町外へ避難した山木屋地区住民の帰還、さらには移住を促進するための一助となる地域防災まちづくり拠点施設の整備を図ることで、山木屋地区のより一層の復興を加速することが必要である。 【川俣町振興計画（第 6 次）】 P34 （6）東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興 山木屋地区については、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題です。産業振興と支援、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備など、住民に寄り添った復興事業が求められます。					
事業概要					
災害時に安全・安心に避難することができ、また、地域コミュニティの維持・向上を図ることができる地域の防災まちづくり拠点施設を整備する。 施設の整備にあたっては、造成後、建物の建築と駐車場の整備、さらには災害時の活用や通常時に地区で利活用できるような車の乗り入れの可能な防災公園を整備する。 また、東日本大震災での教訓を踏まえ、停電時でも電力供給がされ、地域住民が安心感を得られるよう、再生可能エネルギー（太陽光発電や蓄電池）及び非常用発電機を備え付けた施設とする。 なお、今回整備した施設は山木屋地区の指定避難所として指定する予定である。 【川俣町振興計画（第 6 次）】 P76 （2）災害時における支援体制の強化 ●避難所となる公共施設やライフライン、通信設備等の耐震性の確保を図るとともに、防災拠点整備による避難所の確保を推進します。 （3）地域防災力の向上 ●各地区の避難所等において、災害時の電力供給がされるよう、太陽光発電設備や蓄電池、非常用発電機の整備を検討します。					

当面の事業概要
<令和5年度（単年度事業）> 単年度事業として、用地取得に係る不動産鑑定及び用地買収を実施する。 また、建築の配置平面検討業務及び土木の測量業務を実施する。 <令和6年度> 土木工事の測量調査、設計業務、建築工事の基本設計業務を実施する。 <令和7年度> 造成工事（監理業務含む）及び建築工事（監理業務含む）を実施する。
地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区の避難指示解除後も、高齢者はもとより、帰還者、移住者が安全、安心に、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、防災まちづくり拠点施設の早期の整備が必要である。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)
福島県 (川俣町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業		事業番号	(3) -23-5
交付団体			川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費			(40,214 千円) 41,707 千円	全体事業費	(40,214 千円) 41,707 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。(川俣町復興計画)
事業概要
川俣町の除染計画に基づく放射性廃棄物の仮置場は 22 箇所設置されていた。現在では、放射性廃棄物を運び出し原状復旧して地権者に返還された仮置場もあるが、いまだ返還ができていない仮置場がある。生活環境に近い近隣住民からは不安の声が上がっている。安全・安心を担保するため環境モニタリングポストを導入している。 本事業は、当該モニタリングポストで測定したデータの一元的管理及び保守・管理業務を業者等に委託して行うものである。
当面の事業概要
＜令和 7 年度＞ 業者等に委託して、環境モニタリングポストで計測した測定データについて、業務委託先のサーバーに定期的に伝送し、測定データを蓄積・保守するとともに、町役場のホームページ上で客観的データを提供する。 線量マップ維持管理費 (データセンター利用料・放射線量マップシステム利用料) ＜令和 8 年度＞ 放射線量マップシステム利用料に関して継続予定。
地域の帰還・移住等環境整備との関係
地域の帰還・移住等環境整備に必要な、放射線に関する住民の不安の解消を図るための情報公開として必須の事業である。
関連する事業の概要
モニタリング事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	6	事業名	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業		事業番号	(3)-23-3
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(125,742 千円) 133,917 千円	全体事業費		(125,742 千円) 133,917 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。						
事業概要						
避難指示解除後も、山木屋地区住民の原発事故に伴う放射線による健康への影響を把握するため、また、町民が安心して生活するため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。 検査対象は、1 歳 6 か月以上の、山木屋地区住民と避難区域 13 市町村に指定されている川俣町民とする。 (内訳) ① 内部被ばく検査委託料 5,971,900 円 ② 内部被ばく検査機器点検委託料 673,200 円 ホールボディカウンター点検 495,000 円 GM 管サーベイメーター校正 178,200 円 ③ 消耗品費 36,421 円 内部被ばく検査お知らせ用紙代、はがき代 22,341 円 コピー料金（受検票印刷） 14,080 円 ④ 印刷製本費 422,400 円 内部被ばく検査受検票印刷用紙代 422,400 円 ⑤ 役務費 1,071,000 円 内部被ばく検査受検票郵便料 1,020,000 円 内部被ばく検査未検者通知郵便料 51,000 円 合計 ①+②+③+④+⑤=8,174,921 円						
<令和 8 年度> 次年度も実施予定						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じて、住民の安全・安心を図るものである。						
関連する事業の概要						
ガラスバッジによる外部被ばく線量測定事業、食品の放射能検査事業、水道水の放射性物質検査、モニタリングポスト放射線量測定事業、個人線量計校正事業、個人積算線量計管理業務委託事業等と併せて、放射線による健康不安の軽減と、将来にわたる健康管理をしていく。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	放射線モニタリング業務委託事業		事業番号	(3)-23-9
交付団体			川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費			(507, 357 千円) 550, 488 千円	全体事業費	(507, 357 千円) 550, 488 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標

避難区域（山木屋地区）住民をはじめとして住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について専門家の知見に基づき対策を講じる必要があり、長期にわたる健康影響調査、測定機器の貸し出し、地域保有の機器の保守、避難区域からの避難者の積算線量の管理（外部被ばく関連）や流通品以外の自家用農産物等の食品検査（内部被ばく）を通して住民の食への不安の払拭などのケアや情報提供を含めた総合的な対策を講じることを目標とする。（川俣町復興計画）

事業概要

1. 自家消費農産物等の食品検査
川俣町内全 6 箇所（5 箇所+春日診療所）に設置する放射能検査所において検査、及び川俣町役場庁内において機器の貸出、情報管理、放射線不安に係る案内・広報関連業務を委託する。
 2. 空間線量測定状況・食品検査情報の周知
「モニタリングポスト関連事業」の測定結果や上記 1 の検査結果、除染の状況、リスクコミュニケーション（放射線健康関連等）状況等を町広報紙とは別個に作成し、住民に放射線量情報、検査情報を提供（月 1 回）する。また、各地区公民館等に情報をまとめた冊子（データベース化）を設置し、広く情報を提供する。
- ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和 7 年度>

令和 7 年度運営費 放射性物質食品検査、放射線モニタリング管理業務

- ・ 需要費（消耗品費、印刷製本費、電気料）
 - ・ 委託料（食品検査業務委託、検査機関への委託、報告書作成委託、食品検査測定機器校正費）
 - ・ 賃借料（検査機器賃借）
- ※賃借機器以外の測定機器の維持管理は、町備品であるため町が実施する。
※既存の破壊式検査機器は、CsI(Tl) 式の検査機器のみ運用する。
※電気使用料については、町が実施する。

<令和 8 年度>

令和 7 年度と同様とする。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

復興計画基本方針にある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を図るため、本事業にて放射能不安の軽減・払拭を図り、避難指示区域の住民の方々の帰還に向けての活動を支援するため、個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じ、併せて自家用農産物の栽培等を促進し、地域の再生を加速化させる。

関連する事業の概要

環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業、ホールボディーカウンター事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	移住・定住等に係る情報発信事業	事業番号	(7)-49-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(61,038 千円) 77,043 千円	全体事業費	(61,038 千円) 77,043 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するためには、子育て、教育、医療等の住みやすさや、原子力災害の影響により少子高齢化が進展している現状など、町の魅力・課題を町外に発信し、認知度向上を図る必要があることから、移住・定住に関する情報発信を行う。 なお、令和 3 年度において、ポータルサイト制作が完了したが、移住希望者に効果的に情報を届けるためには、新たな情報の収集や更新が必須となることから、令和 7 年度は、引き続きポータルサイトの運用及び更新、新しいコンテンツに係る情報収集・制作等を行う。 あわせて、移住希望者へ効果的に情報を伝えるため、SNS 等を活用した情報発信を行う。 また、国・県及び関係団体が主催する移住・定住フェアに参加し、PR を行う。 (中期戦略 5 (1) ①シティプロモーション)					
当面の事業概要					
<令和 7 年度（第 1 回）> 1 移住・定住ポータルサイトの運用 令和 7 年度においては、令和 3 年度に制作（R3/11/30 運用開始）したポータルサイトの運用及び既存コンテンツの更新に加え、新しいコンテンツ（支援制度や住まい、求人情報、先輩移住者情報など）の収集・制作を行う。 2 認知度アップに向けた情報発信 移住を促進し、町活性化につながる人材を確保するためには、移住希望者から本町が認知され、移住先として選ばれる必要があることから、本町の認知度アップやHPの閲覧回数の向上を目指し、ターゲットを絞った効果的な広告を行うため、SNS を活用した情報発信を行う。 3 移住・定住フェア参加によるPR 主に首都圏で開催（オンラインを含む）される移住・定住関連の各種フェア・イベントに参加し、町の魅力等のPRを行う。					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	37	事業名	移住・定住窓口のワンストップ化事業	事業番号	(7)-49-2
交付団体	川俣町		事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費	(89,445 千円) 113,393 千円		全体事業費	(89,445 千円) 113,393 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、移住等に関する相談窓口の運営に係る事業を実施する。 なお、次年度以降においても引き続き、相談窓口を設置する。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）					
当面の事業概要					
<令和 7 年度（第 1 回）> 令和 6 年度に引き続き、移住前から定住に至るあらゆる相談等にワンストップで対応する移住・定住相談窓口を設置する。 （窓口体制） 相談員 2 名、責任者 1 名、計 3 名体制					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。 なお、当該相談窓口の場所については、相談に訪れる者の利便性や町職員との連携を考慮し、山木屋地区ではなく町役場近隣を選定している。					
関連する事業の概要					
特になし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	地域おこし協力隊採用等事業	事業番号	(7)-49-3
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(32,135 千円) 39,854 千円	全体事業費	(32,135 千円) 39,854 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって、地域おこし協力隊は移住を伴う事業であることから移住者の獲得につながるるとともに、コミュニティの維持や特産品の振興など本町の課題解決、また、情報発信力や連携に優れていることから、新たな移住者の獲得にもつながることが期待できる。地域おこし協力隊は 3 年を限度とする事業であり、任期終了後いかに定住につなげるかが重要であることから、町が求める人材等を獲得するため、地域おこし協力隊の採用活動、受入に係る調整等、受入後の教育及びフォローアップを実施する。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）					
当面の事業概要					
<令和 7 年度（第 1 回）> 1 地域おこし協力隊採用活動（募集枠 1 名） 優秀な人材を獲得するため、ミッションや価値観への共感でマッチングする求人情報ウェブサイトへ掲載する記事作成、知識・経験のある民間事業者による丁寧な採用面接及び審査を行う。 2 地域おこし協力隊受入（令和 7 年 4 月以降採用予定 13 名） 地域おこし協力隊の適性に合った受入先（ミッション：中期戦略 3（1）、（2）、（4））と受入地区（居住又は活動する地区）の調整を行う。 また、受入地区において、地域おこし協力隊の活動趣旨、よそ者に対して暖かい目で見えてあげてほしいなど、地区住民に対して丁寧な説明を行うことで理解を得るなど、受入環境の醸成に係る活動を行う。 3 地域おこし協力隊教育・定例会及び報告会の開催（令和 7 年 4 月以降採用予定 13 名） 地域おこし協力隊が早く生活に馴染みミッションに取り組めるよう、地元住民との付き合い方やミッション遂行のための教育のほか、隊員の活動報告、隊員同士の連携を図るための定例会等を開催する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					

山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	移住体験ツアー事業		事業番号	(7)-49-4
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(15,186 千円) 18,959 千円	全体事業費		(15,186 千円) 18,959 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、まずは、町の状況をよく知ってもらい、移住後の生活がイメージできるような、移住体験ツアーを実施する。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）						
当面の事業概要						
＜令和 7 年度（第 1 回）＞ 令和 3 年度に造成したメニューに基づき、令和 7 年度においても移住体験ツアーを 5 回実施する。 一般の移住検討層向けツアー 2 回 ※上半期 1 回及び下半期 1 回の計 2 回開催 本町での就農希望者向けツアー 3 回 ※夏 1 回・秋 1 回・冬 1 回の通年で 3 回開催し、時期に応じ定植、管理、収穫の体験を実施 あわせて、施策の検討や磨き上げに活用するため、ツアー参加者はアンケートへの協力を必須とし、アンケート内容の設計、実施、分析を行う。 ※定員は、各ツアー 6 名程度 ※これまでに、11 回実施し、合計 48 名（延べ人数）が参加						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
関連する事業の概要						

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	40	事業名	就農者確保の推進事業	事業番号	(7)-49-5
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町	
総交付対象事業費		(53,594 千円) 60,980 千円	全体事業費		(53,594 千円) 60,980 千円
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、就農者確保の推進事業として次の事業を実施する。 （1）移住者及び二拠点居住者が農業を体験するための農地を借り、移住者向け体験農園を開設する。 （2）町特産品である川俣シャモ及び震災前から山木屋地域周辺で栽培が盛んであったトルコギキョウ・小菊・ミニトマト（以下、「対象農産物」という。）の生産に関し、就農した移住支援金対象者に対して、移住促進のための更なる支援を行う。 （中期戦略 5（1）③就農者確保の推進）					
当面の事業概要					
<令和 7 年度（第 1 回）> （1）移住希望者や二地域居住者等に対し、栽培から収穫、販売に至る農業体験を提供するとともに利用者と地域の農家・住民が交流する機会を創出することで、移住希望者が当町で就農すること及び地域が移住希望者の就農とその受入れへの理解を互いに深め、就農及び移住に繋げるため、体験農園を設置する。 ・農園の情報を発信すること及び就農意欲を喚起することを目的とするイベントの準備・運営 8 回 ・新規就農希望者及び就農者の農業に理解を深めることを目的とする講習会の準備・運営 8 回 ・貸し農地区画数：30 区画 ・1 区画あたり面積：50 m² （2）対象農産物の生産に関し、高齢化が進んでいる生産者の後継者不足を解消し、産地の将来とブランド価値の維持を図るため、対象農産物に関する就農をした移住支援金対象者に対して、 【申請時に満 49 歳以下の場合】 世帯の場合 最大 2,000 千円、単身の場合 最大 1,200 千円					

【申請時に満 50 歳以上 65 歳未満の場合】 世帯の場合 最大 1,000 千円、単身の場合 最大 600 千円 の更なる支援を行う。
地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	住居確保支援事業		事業番号	(7)-49-8
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(69,952 千円) 81,384 千円	全体事業費		(69,952 千円) 81,384 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、移住者の住まいを確保する必要があることから、移住者が居住することを目的として空き家を取得する場合の空き家の改修等に係る経費の支援を行う。 ・移住者等が居住することを目的として空き家を取得・賃借する場合の空き家の改修等に係る経費の支援を行う。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）						
当面の事業概要						
＜令和 7 年度＞ 1 空き家購入者に対する支援 移住者が 5 年以上居住する目的で空き家バンクに登録されている空き家を購入することを要件とし、空き家の改修・片付けに係る経費について、移住者に対して、以下の額（実費精算）を交付する。 【支援金の額】 対象工事等に要する経費の内、30 万円を超える経費について、250 万円を限度に交付する。 ただし、片付け費用のみを空き家改修等支援金の対象とする場合は、5 万円を超える経費について、50 万円を限度に交付する。 2 空き家賃借者に対する支援 移住者及び二地域居住者が 2 年以上居住する目的で空き家バンクに登録されている空き家を賃借することを要件とし、空き家の改修・片付けに係る経費について、移住者及び二地域居住者に対して、以下の額（実費精算）を交付する。 【支援金の額】 対象工事等に要する経費の内、30 万円を超える経費について、250 万円を限度に交付する。						

ただし、片付け費用のみを空き家改修等支援金の対象とする場合は、5万円を超える経費について、50万円を限度に交付する。 3 空き家の改修費用に関する調査 令和4年度の育成のまちづくり事業において、空き家バンクへの登録意向のある物件を対象に、空き家バンクへの登録物件数の充実に向けた調査（空き家バンクへの登録意向、登録に当たっての支障等）業務を実施し、登録の促進を図ったが、空き家は個々の状況が大きく異なるため、改修が必要となる具体的な内容が分からないことが利用の支障となっている。本事業にて空き家バンクへの登録意向のある物件を対象に専門的知見に基づくモデル的な詳細調査業務を実施し、空き家利用を希望する移住者に対して、すでに空き家バンクへ掲載している情報と合わせて調査結果を提示することで、移住希望者の空き家利用における支障を解消する。 【調査項目】 空き家改修簡易プラン案作成、概算費用算出等
地域の帰還・移住等環境整備との関係 山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要 特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	44	事業名	二地域居住支援事業		事業番号	(7)-49-9
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(11,000 千円) 13,000 千円	全体事業費		(11,000 千円) 13,000 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要となる人材を獲得するため、空き家を取得し二地域居住を行う者に対し、移住促進のための個人支援を行う。 <u>（中期戦略 3（1）、（2）、（4））</u>						
当面の事業概要						
＜令和 7 年度＞（令和 3 年度（第 2 回）より変更なし） 本町内で特産品に関する就農を行う人材や、空き店舗等において特産品を利用した商品の開発や販売を行う人材、自治会活動等、本町の課題解決に資する活動への参加を行う人材を獲得するため、空き家を取得し二地域居住を行う者に対し、世帯最大 1,000 千円、単身最大 600 千円の個人支援を行う。 なお、空き家の増加は町全体の課題である一方、利用可能な資源でもあり、利活用を通じて地域の住環境維持・荒廃抑制に資するものであることを踏まえ、空き家バンクに登録されている空き家の取得を要件とする。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
関連する事業の概要						
特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	47	事業名	移住お試し住宅の整備・運営事業	事業番号	(7)-49-11
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(18,613 千円) 21,694 千円	全体事業費	(18,613 千円) 21,694 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要となる人材を獲得するため、既存の二地域居住体験施設を改修し、移住お試し住宅に機能改善するとともに、移住お試し住宅の管理運営及び利用促進に向けた体験ツアーを実施する。また、令和 4 年度に開設した体験農園利用者を対象とする宿泊施設としても活用する。 <u>（中期戦略 3（1）、（2）、（4））</u>					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度（第 1 回）＞ 1 移住お試し住宅の運営業務 施設利用者向けの寝具をレンタルする。 2 移住お試し住宅利用促進に向けた移住お試しツアー造成・実施業務 施設利用者のニーズに応じてツアーを造成・実施（年 12 回程度）する。 ツアー内容として、施設利用者は 1 泊 2 日以上移住お試し住宅での宿泊を前提とし、本町での生活をイメージするための町内観光、移住・定住推進施策の説明及び先輩移住者（地元住民を含む）との懇談会を基本メニューとし、その他については、事前に町が提供した観光資源の情報や体験メニューを基にした自由な町内視察や利用者の希望に応じた求人事業所とのマッチングを想定する。 また、ツアー参加者は、ツアー参加後に参加者向けアンケートへの協力を必須とし、移住・定住施策への反映や各種情報が更新した場合の情報提供に活用する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
関連する事業の概要					

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	51	事業名	移住求人確保事業		事業番号	(7)-49-14
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(19,587 千円) 28,841 千円	全体事業費		(19,587 千円) 28,841 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、居住率は 52.6%（令和 6 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60.0%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たっては、川俣町で住み働くための環境整備が必要であり、とりわけ、仕事の確保が重要であることから、町内での雇用を促進するため、求人の発掘や、その情報の発信などを行う。 (中期戦略 3 (4)、5 (1) ⑤ほか)						
当面の事業概要						
<令和 7 年度（第 1 回）> 1 移住求人の発掘 ・ 求人は非常に流動的であり、移住者へ新鮮な求人情報を提供するためには、最新の雇用ニーズを把握する必要があることから、これまで発掘・蓄積してきた雇用ニーズが見込まれる事業者データ（300 社）について、ブラッシュアップを行う。（年 30 社程度） ・ 本事業へ未参画の対象事業者に対して、移住求人確保事業の趣旨、移住者に関する各種支援制度の理解を深め、参画への理解を得るための説明会を開催する。（年 1 回） ・ また、これまで発掘・蓄積してきた雇用ニーズが見込まれる事業者データ（300 社）のうち、本事業へ未参画となっている「移住者の採用が期待できる事業者」10 社程度から、移住求人ニーズ・会社基本情報・移住者へのアピールに向けた定性情報を収集するとともに、参画済みの既存 20 社程度に対し、求人データのブラッシュアップを実施する。 ・ なお、移住者の定着促進のため、帯同家族向けの仕事の情報についても、本事業へ未参画となっている「移住者の採用が期待できる事業者」10 社へヒアリングを実施し求人データの発掘を行うとともに、参画済みの既存 20 社に対し、求人データのブラッシュアップを実施する。						

2 求人情報の発信 1において聞き取りした事業者（新規 10 社、ブッシュアップ 20 社程度）に対し、社宅や住居手当制度がある事業者や既に移住者を受け入れている事業者など、移住求人ニーズがより高く、かつ好条件・好待遇が期待できる求人情報の収集を行う。収集した求人情報は、12 市町村移住支援センターの既存の Web サイトへ掲載を行う。（15 社程度が目安） - 掲載に当たっては、求人情報が魅力的かつ分かりやすい情報となるよう、ライティング支援を行うほか、先輩移住者の勤務の様子や、事業主の考え方などの質的情報を充実させる。 - 求人情報の発信にあたっては、当該求人の魅力の度合いに一定の指標を設けて細分化・分析し、掲載後も継続的に情報の充実を図ることとする。 - 求人情報の利便性向上を図るため、川俣町 HP と未来ワークふくしまの求人サイトを連携させる。 3 企業サポート - 移住求人事業への未参事業者に対し、移住者が求める仕事・待遇・福利厚生 の在り方や、コミュニティの構築の仕方、移住者本人及び家族のケアへの認識を深めるための事業者説明会を開催する。 - 参画いただいた事業者に対して、状況に応じて採用手法（オンライン面接）や選考、労働条件の改善や職場環境の整備、早期離職対策などのノウハウの教示といった伴走支援を行う。 4 移住者ケア - 定着支援のための移住者及び帯同家族を対象とした交流イベント（それぞれ 1 回）を開催し、地域住民とのコミュニティづくりの場を提供する。 - 移住転職者に対し、悩みや課題を洗い出すヒアリングを実施し、企業サポートに反映させる。
地域の帰還・移住等環境整備との関係 山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、同地区を含んだ生活圏全体の経済・社会活動の活性化が重要であり、その活動が同地区の復興・再生へ寄与することから、町全体で活動の主体となる移住人口や定住人口を増やし、地区の活力を再生し、課題解決を図る。
関連する事業の概要 特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	